○防衛省告示第六十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月四日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月四日及び同月六日（予備、同月五日、同月七日及び同月八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三六分一三秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年四月九日の〇〇〇〇から二三五九まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四四秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

三月十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

議案提出

三月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案（初鹿明博外八名提出）

議案送付

三月十七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

議案通知

三月十七日参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第百八十九回国会本院提出、参議院継続審査）

又同日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁外八名提出）

質問書提出

三月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

環太平洋パートナーシップ協定に係る米国の承認要件（サーティフィケーション）に関する質問主意書（玉木雄一郎提出）

航空自衛隊恩納分屯基地に保管されていたPCB汚泥の搬出・運搬と処理に関する再質問主意書（照屋寛徳提出）

保育士や介護職員を叙勲の対象とすることに関する質問主意書（初鹿明博提出）

参議院

議案受領

三月十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

通知書受領

三月十七日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案（第百八十九回国会衆議院提出、本院継続審査）

また、同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁外八名提出）